



---

令和3年第1回  
本別町議会臨時会会議録

---

自 令和3年 1月26日  
至 令和3年 1月26日

本別町議会

# 令和3年本別町議会第1回臨時会会議録

令和3年1月26日（火曜日） 午前10時00分開会

---

## ○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第 1号	令和2年度本別町一般会計補正予算（第20回）について
日程第 5	議案第 2号	令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第10回）について
日程第 6	議案第 3号	令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第11回）について
日程第 7	同意第 1号	固定資産評価員選任について同意を求める件

---

## ○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第 1号	令和2年度本別町一般会計補正予算（第20回）について
日程第 5	議案第 2号	令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第10回）について
日程第 6	議案第 3号	令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第11回）について
日程第 7	同意第 1号	固定資産評価員選任について同意を求める件

---

## ○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

---

## ○欠席議員（0名）

---

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	副町長	大和田	収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸		
保健福祉課長	飯山明美	住民課長	花房永実		
子ども未来課長	大橋堅次	建設水道課長	坪忠男		
企画振興課長	高橋哲也	老人ホーム所長	前佛清治		
国保病院事務長	藤野和幸	総務課主幹	上原章司		
住民課主幹	小坂祐司	建設水道課主幹	宮崎恒一		
総務課主査	石川雅康	教育長	佐々木基裕		
教育次長	阿部秀幸	社会教育課長	高橋優		
代表監査委員	畑山一洋				

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	三品正哉	総務担当主査	越後忠		
------	------	--------	-----	--	--

開会宣告（午前10時00分）

---

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和3年第1回本別町議会臨時会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫議員、方川一郎議員及び石山憲司議員を指名します。

---

◎日程第2 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第1号専決処分報告、令和2年度本別町一般会計補正予算（第19回）について、報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第1号専決処分報告、令和2年度本別町一般会計補正予算（第19回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,295万4,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

1、歳入であります。17款1項1目寄付金、4節教育費寄付金20万円の増額補正は、図書購入費として、本別町〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇様からの指定寄付金でございます。

ます。

次の2、歳出であります。10款教育費、4項社会教育費、3目図書館費、17節備品購入費20万円の増額補正は、寄付者の意向により図書館館内図書を購入するものであります。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、報告第2号専決処分報告、令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第9回）について、報告を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 報告第2号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第9回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,191万7,000円とするものであります。

それでは事項別明細書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

上段の歳入であります。3款1項1目寄付金、1節指定寄付金20万円の増額補正は、匿名のお二人の方から20万円の寄付をいただいております。

下段の歳出であります。1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費のうち寄付者の意向によりまして、10節需用費、消耗品費、施設管理用といたしまして、居室用掛時計14個の購入8万5,000円及び17節備品購入費、施設等備品といたしまして、電気タオル蒸し器2台の購入4万9,000円、掃除機3台の購入6万6,000円に充てるものであります。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、報告第3号専決処分報告、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第10回）について、報告を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 報告第3号専決処分報告、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第10回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入、第7項寄付金を5万円増額補正し、資本的収入の総額を1億1,

750万5,000円とするものであります。

内容は、本別町〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇様からの5万円の寄付を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出、第3項投資を5万円増額補正し、資本的支出の総額は1億5,874万6,000円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては省略させていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、監査委員から令和2年11月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 議案第1号

○議長（高橋利勝） 日程第4 議案第1号令和2年度本別町一般会計補正予算（第20回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第1号令和2年度本別町一般会計補正予算（第20回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、役場庁舎塔屋外壁補修、国による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加が主なものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,095万4,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

2、歳出ですが、はじめに1款1項1目議会費、1節報酬122万4,000円の減、3節職員手当等51万4,000円の減及び2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料68万1,000円の減、3節職員手当等28万3,000円の減額補正は、5月臨時会で議決されました条例に基づき、令和2年6月から令和3年3月までの報酬及び給料月額を5%削減による調整を行なうものであります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費、修繕料庁舎等320万7,000円の増額補正は、役場庁舎塔屋外壁補修301万円、非接触式体温検知器設置の

ための電源工事19万7,000円を追加するものであります。

その下、14節工事請負費、消防署換気設備等改修工事277万2,000円の増額補正は、事務室の網戸取り付け、換気扇設置、手洗い、清掃用の流し台等を設置するものであります。

その下、17節備品購入費、新型コロナウイルス感染症対策用備品、非接触式体温検知器48万4,000円の増額補正は、非接触式の体表温度検知器を役場庁舎、消防庁舎玄関の計4ヶ所に設置するものであります。

2段下にあります、8目企画費、10節需用費、各種事業用消耗品費7万1,000円、11節役務費、郵便料1万5,000円、12節委託料、高齢者等買い物支援事業155万1,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響が心配される中、高齢者等が安心して買い物ができる交通環境の充実と、経済的にダメージを受けているハイヤー事業者の経営の安定化を目的に、2月から3月まで、最大8回分のチケットを交付し、乗車時における一定負担額を超える部分に関し運行を委託するものであります。

下段の2項徴税费、2目賦課徴收费、10節需用費、一般事務用消耗品費16万5,000円から10ページ、11ページの17節備品購入費111万2,000円まで合計257万6,000円の増額補正は、三密状態を避けるため、確定申告、町道民税申告受付会場を役場庁舎から本別町体育館1階研修室に移すためのパソコン等の購入、非常用電源設備の設置等を行うものであります。

10ページ、11ページをお開きください。2段目にございます3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、福祉・医療施設等感染予防対策支援交付金720万円の増額補正は、町内の福祉・医療施設等の感染予防対策推進及び事業継続のため、1事業所あたり30万円を交付するものであります。

下段の2項老人福祉費、2目介護保険費、27節繰出金中、居宅介護支援事業216万5,000円の増額補正は、コロナ禍における訪問事業強化のため、訪問用車両1台の購入経費を繰出すものであります。

次の3目高齢者福祉施設費、14節工事請負費、総合ケアセンター施設改修工事75万9,000円の増額補正は、総合ケアセンターに換気設備を設置するもので、その下の17節備品購入費中、加湿器319万円の増額補正は、総合ケアセンターの1階及び2階に設置する加湿器5台を購入するものであります。

非接触式体温検知器24万2,000円の増額補正は、非接触式の体表温度検知器を総合ケアセンター正面の来客用入口及びふれあい交流館入口に設置するものであります。

下段の3項児童福祉費、2目児童福祉施設費、14節工事請負費、学童保育所施設改修工事55万円の減額補正は、本別学童保育所改修工事の完了による調整であります。

12ページ、13ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、12節委託料、電算業務委託料、システム修正25万3,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種準備のた

め、健康管理システムを改修するものであります。

その下の17節備品購入費、非接触式体温検知器12万1,000円の増額補正は、非接触式の体表温度検知器を健康管理センター入り口に設置するものであります。

その下、18節負担金補助及び交付金、感染症検査自己負担助成事業補助金10万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査を受けられた方が自己負担する技術料を助成するものであります。

次の2目母子保健費、18節負担金補助及び交付金、新生児臨時給付金340万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下や、新しい生活様式が普及していく状況下で生まれた新生児を抱える世帯の経済的負担を軽減するため、国の特別定額給付金の基準日4月27日の翌日以降に生まれた新生児に対して給付金を給付するものであります。

次の3目予防費、10節需用費40万7,000円の増額、11節役務費37万円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた案内、接種券用のシール等を準備するものであります。

下段の4項病院費、1目病院公営企業費、18節負担金補助及び交付金中、建設改良費負担金550万9,000円の増額補正は、病棟ナースコール用見守りカメラ等の購入経費を負担するものであります。

その下の補助金中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金986万7,000円の増額補正は、外来救急処置室の改修に要する経費を補助するものであります。

下段の7款1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金中、地域経済持続化支援、感染症予防設備導入支援事業580万円の増額補正は、消費経済の根幹を支える住民及び中小事業者双方の不安感を少しでも払拭できるよう、感染症予防のための飛まつ防止用遮蔽版及び換気型空調機器設置のための費用、感染症予防に資する資材購入のための費用を助成するものであります。

14ページ、15ページをお開きください。

上段の地域経済持続化支援年末年始臨時特別支援事業1,058万1,000円の増額補正は、年末年始の消費繁忙期において、コロナ禍の影響により著しく売上額が減少した飲食店等を営む中小事業者に対し、その売上減少割合の区分により補助金を交付し、事業所の維持と雇用の確保を図るものであります。

次の3目観光費、10節需用費、消耗品費、イベント用327万7,000円の増額補正は、イベント開催の際の感染予防対策資機材を購入するものであります。

その下の17節備品購入費中、一番下にあります非接触式体温検知器12万1,000円の増額補正は、非接触式の体表温度検知器を義経の館入り口に設置するものであります。

下段の8款土木費、4項都市計画費、2目公園費、10節需用費3万4,000円の増額、13節使用料及び賃借料42万円の増額、15節原材料費384万9,000円の増額補正は、本別公園つつじ橋の感染予防対策を講ずるための経費を計上するものであります。



下段の9款1項消防費、1日常備消防費、18節負担金補助及び交付金、とちち広域消防事務組合、本別分339万9,000円の増額補正は、本別消防署の救急隊員の二次感染を防ぎながら、病院へ搬送するまでの間、一時的に隔離するための感染症対策の搬送用具を2組購入するものであります。

次の3目消防施設費、17節備品購入費、空気清浄機79万2,000円の増額補正は、加湿機能付き空気清浄機を本別消防署に4台、本別消防団講堂に1台、勇足及び仙美里詰所にそれぞれ1台を設置するものであります。

16ページ、17ページをお開きください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、14節工事請負費、小学校エアコン設置工事388万3,000円の増額補正は、町内各小学校の保健室に換気機能付きエアコン1基を設置するものであります。

その下、17節備品購入費、学校管理用備品は、GIGAスクールと連動して各教室に50型テレビモニターを設置するもので、本別中央小学校10台、勇足小学校10台、仙美里小学校2台となっております。

新型コロナウイルス感染症対策用備品、空気清浄機463万4,000円の増額補正は、各小学校の普通学級・特別支援学級教室に加湿機能付き空気清浄機を設置するもので、本別中央小学校11台、勇足小学校9台、仙美里小学校7台となっております。

下段の3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費、中学校エアコン設置工事237万6,000円の増額補正は、町内各中学校の保健室に換気機能付きエアコン1基を設置するものであります。

その下の17節備品購入費、学校管理用備品は、GIGAスクールと連動して各教室に50型テレビモニターを設置するもので、本別中学校9台、勇足中学校5台となっております。

新型コロナウイルス感染症対策用備品、空気清浄機274万6,000円の増額補正は、各中学校の普通学級・特別支援学級教室に加湿機能付き空気清浄機を設置するもので、本別中学校10台、勇足中学校6台となっております。

下段の4項社会教育費、2目公民館費、10節需用費中、施設修繕料57万2,000円の増額補正は、トイレ手洗い場の水栓金具を自動水栓に交換するもので、中央公民館4カ所、勇足地区公民館2カ所、仙美里地区公民館2カ所、美里別地区公民館2カ所となっております。

18ページ、19ページをお開きください。

3目図書館費、12節委託料、オンライン蔵書検索システム導入53万8,000円の増額補正は、図書館システムにオンライン蔵書検索システムを追加することにより利便性の向上を図り、滞在時間短縮によって新型コロナウイルス感染リスクを低減させるものであります。

その下、14節工事請負費、図書館施設改修工事382万8,000円の増額補正は、図

書館入り口に自動ドアを設置するものであります。

その下、17節備品購入費、図書除菌機103万7,000円の増額補正は、安心して図書館の本を利用してもらえるよう貸出、返却図書の衛生管理を図るため図書除菌機1台を購入するものであります。

下段の5項保健体育費、1目保健体育総務費、10節需用費、施設修繕料46万3,000円の増額補正は、体育館トイレ等の自動水栓化8カ所31万7,000円、非接触式体温検知器設置のための電源工事14万6,000円を追加するものであります。

その下、17節備品購入費、空気清浄機38万3,000円の増額補正は、体育館に加湿機能付き空気清浄機4台を設置、非接触式体温検知器36万3,000円の増額補正は、非接触式の体表温度検知器3台を設置するものであります。

次の2目スポーツ振興費、10節需用費、スポーツ施設修繕料84万1,000円の増額補正は、スポーツ施設トイレ等の自動水栓化として体力増進センター1カ所、柔剣道場4カ所、多目的アリーナ7カ所、町民水泳プール6カ所の改修費68万9,000円、非接触式体温検知器設置のための電源工事18万9,000円を追加するものであります。

その下の17節備品購入費、空気清浄機58万5,000円の増額補正は、スポーツ施設に加湿機能付き空気清浄機4台を設置、非接触式体温検知器48万4,000円の増額補正は、非接触式の体表温度検知器4台を設置するものであります。

以上で歳出を終わりました、6ページ、7ページをお開きください。

1、歳入ですが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金1億1,313万1,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加に伴う調整であります。

次の3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金103万円の増額補正は、歳出で説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種準備のための健康管理システムの改修及び案内、接種券用のシール等を準備する経費に対する補助で、補助率は10分の10であります。

次の5目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金107万7,000円の増額補正及びその下、2節中学校費補助金39万2,000円の減額補正は、GIGAスクール構想による児童・生徒用タブレット整備事業の交付額確定による調整であります。

下段の18款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金2,534万6,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額に伴い、交付金事業の一般財源を振り替えるものであります。

以上で歳入を終わらせていただき、4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございます。

9款消防費、1項消防費、加湿空気清浄機購入事業79万2,000円、10款教育費、2項小学校費、保健室エアコン設置事業、本別中央、勇足、仙美里388万3,000円、加湿空気清浄機購入事業、本別中央、勇足、仙美里463万4,000円、3項中学校費、

保健室エアコン設置事業、本別、勇足237万6,000円、加湿空気清浄機購入事業、本別、勇足274万6,000円、4項社会教育費、公民館トイレ手洗い自動水栓化改修事業57万2,000円、5項保健体育費、屋外体育施設トイレ等手洗い自動水栓化改修事業100万6,000円、屋内体育施設加湿空気清浄機購入事業96万8,000円は、年度内では実施期間の確保ができないため、翌年度に繰り越すものであります。

5ページの第3表、地方債補正であります。1、変更。これは、病院施設設備改修事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的。過疎対策事業債、限度額3億1,670万円を3億1,520万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和2年度本別町一般会計補正予算（第20回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正等一括とします。

質疑ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは8ページ、9ページ、歳出からお伺いをいたします。

まず2款の総務費、1目の一般管理費うち、17節備品購入費がございます。こちらの非接触式の体温検知器ということでの、いわゆるモニターに表示されるようなもの、接触型のもでもモニターに接触されるようなものだと理解をしておりますが、こちらにつきまして、例えば運用方法等にまで考えられた上での御提案なのかというようなお伺いがございます。具体的に申しますと、例えばそこで体温が高い方が来庁された際には、どのような対応をされるのかとか、その辺まで含めた上での御提案なのかについて、お伺いをいたします。

続きまして、8目企画費、12節委託料、業務委託料ということで高齢者等買い物支援事業の計上がございますが、こちら御説明の中でもございましたとおり、ハイヤー事業者の経営の安定というところと、高齢者等が安心して買い物ができる交通環境の充実というところが目的とされているというふうに理解しておりますが、こちらの最大で8回分の利用が可能だという御説明があったところがございますが、その1回っていう認識でございますけれども往路復路含めて1回なのか、往路1回復路1回なのか、それとも例えばそこで往路復路、途中で待機させたものについては1回というような扱いなのか、その辺についてどのような御見解のものと御提案なのかについて、お伺いをいたします。

また、この提案でございますが、新たなこの事業というところで、すでに本町においてその実施されております既存事業、いわゆる高齢者の足を支えるというような事業との相乗効果を狙えるというようなものが、何かお考えの上での御提案なのかについてお伺いをいたします。その町内に住み続けられる、高齢者の方々が安心して住み続けられる、買い物ができるというようなもの、すでにある事業等と合わせて相乗効果があるのかというこ

とのお伺いでございます。

続きまして10ページ、11ページでございます。

3款民生費、1目社会福祉総務費、負担金補助及び交付金でございます。

補助金で福祉医療施設等感染予防対策支援交付金というところで720万円の計上がございます。こちら内容といたしましては、町内における地域医療を支えていただいている町内医療機関、また歯科5件を始め、福祉施設等に対しての感染予防や事業継続のために資する事業だというふうに理解しているところでございますが、これら提案に至るにあたって、対象となる町内の事業所24というところでございますが、こちらについての協議や意見聴取等がなされた上での御提案なのか。また、今後もそれがなされていたのかどうかというところ、御答弁いただいた上になります。今後改めてそういったところを深めていく、議論を深めていって、そういった方々の事業継続とか感染予防対策に資するためにさらに効果的にしていくというお考えのもとでの御提案なのかについて、お伺いをいたします。

続きまして12ページから15ページでございます。

15ページのうち、地域経済持続化支援、年末年始臨時特別支援事業というところで1,058万1,000円の計上がございます。御説明の中では、飲食店というところでしたが、こちら飲食店のみの御提案とされた理由等があれば、また具体的に申しますと、例えば小売店等、こういったものが含まれていないのかどうかというところのお伺いがございます。

含まれていないのであれば、飲食店のみとされた理由についてお伺いをいたします。

戻りまして、歳入でございますが6ページ、7ページでございます。

18款繰入金、1目財政調整基金繰入金でございますが、こちら繰り入れ後の残高がいくらになるということでの御提案なのか、お伺いをいたします。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、私のほうから1点目の体温検知器の関係と歳入の財政調整基金の関係、答弁をいたします。

まずは御質問にありました、体温検知器の運用方法という部分でございますけれども、今回購入予定をしておりますものでございますが、設定温度、例えば37.5度以上の方が画面上で体温を測定した場合、通常ですと、以下の場合ですとグリーン表示になりますが、設定温度以上の方は赤く表示をされ、そしてアラートが鳴るという仕組みでございます。その体温を高い方がいた場合の対応なのでございますけれども、今回役場庁舎を始め、様々な施設に設置を予定しておりますが、庁舎の場合ですと例えばそばに職員がいて、一人一人確認するというのはなかなか難しい状況でもありますので、そういった場合は例えば近くの職員にお声をかけてくださいですとか、そういった注意喚起ということになるのかと思います。

ただ、ほかの公共施設の場合は近くに職員がおりますので、そういった表示やアラート

が鳴った場合については直接お声をかけさせていただいて、健康状態の確認と言いますか、体温の確認をさせていただいて、そこでいろいろお話をさせていただいての対応になるかと思えます。

ですから、公民館ですとか体育館の場合ですと、例えば集会や研修会、そういった場合にも活用いたしますので、そういった場合については入場を御遠慮いただく場合もあるのかなというふうには考えております。

そしてもう1点、歳入のほうでございますが、財政調整基金の補正後の残高でございますが、金額ですが6億9,516万1,000円となる見込みでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 私のほうからは企画費の委託料の関係等のお答えさせていただきます。

まず初めにありました、8回分のチケットのカウントの方法でございますけども、基本的には1乗車、1チケットということになります。したがって、往復で使う場合については2回のチケットの消費ということで計上しているところでございます。

また、すでにある事業との相乗効果等の考え方でございますけども、基本的には今回梅村議員の質問にもありまして、今回初めての取り組みということの中で、一つにはこの事業も効果としては総合計画のアンケート等にもありまして、それぞれ買い物、あるいは交通手段の関係について自由意見等がございまして、そういったものに少しこういったところを社会実験的に対応していくと、その中で町民の皆様の声にありました、安心して暮らせる、あるいは将来も安心して暮らせるためにはというところの公共交通の充実ですとか、それから循環バス等ではカバーできていない土曜、日曜の運行といったところの部分、そういったものが町民の皆様の声に答えるというところでの効果、また今後そういった他の交通事業との整合性やなんかについても今回のものについて、検証の機会になり得るのかなというふうには考えているところでございます。

それから2点目の商工費の年末年始の支援事業の考え方でございますけども、飲食店ということでございますが、これについては日本産業標準分類の飲食店というところの分類とさせていただいておりまして、飲食店あるいは持ち帰り、配達飲食サービス業を営む方を対象としているところでございます。こうしたものにした理由でございますけども、この間、商工会、事務局等ともいろいろと打ち合わせを重ねる中で3つの理由として整理してございます。

1つ目には、飲食業に対しては国ですとか道ですとか、いろいろな意味での今感染予防対策で、例えば会食の時でもマスク着用であったり、4人以下であったり、あるいは2時間以内であったりだとかそういったようなことで、そういった制限を一定こう加えられている事業ということになるかと思えます。

また、2つ目には御承知のとおり、こういった自粛のムードの中で忘年会ですとか新年会、そういった宴会等がこの間ずっと実質的になく、また企業や団体によっては個人的な

会食も禁じているというような実態が伺えていること。

3つ目といたしまして、これまで消費者支援対策、あるいは経済対策としてプレミアム商品券、あるいは子育て応援商品券、あるいはポイント還元等の経済政策のほう継続してまいりましたが、こういった経済政策の部分についてはやはり先ほど、今1つ目、2つ目の利用を申し上げましたが、会食、あるいは宴会等やなんかでそういった経済支援施策が飲食店のほうにはなかなか行き届かない、そういった事例等を考えまして、以上3点についての結果を踏まえまして、今回そういった考えに至ったというところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 私のほうからは10ページ、11ページにございます、福祉医療施設等感染予防対策支援交付金の部分についてお答えをさせていただきます。

まず初めの御質問であります、事業所との協議がされていたのかということでございますけれども、今回計上しております24事業者全てと協議をしたということではございませんけれども、日々のやり取りの中でいろいろな資機材が足りていますかとか状況どうですかというようなことをお聞き取りをさせていただいた中で、こういうものが不足して来ているですか、あるいは国からきている交付金の中で各事業所対応している中で、すでにもうそれだけでは足りなくて、自分のところで独自に出しましたというようないろいろな状況をお聞きした中で、長期化する中で感染予防対策を継続していただかなければならないということで、今回計上をさせていただいております。

そして、2点目の今後に向けて、また改めて議論を深めていくということはどうなのかということもございますけれども、今回は特別このことに使ってくださいという使用目的を明確にしてではなく、事業所の中で不足していたり、必要な物を対応してくださいということで使っていただくというふうに考えておりますけれども、今後の部分としてやはり町内事業所、医療機関が感染対策をずっと続けていく中で一同に集まれないですか、行き来をなるべく、例えば医療機関への出入りもたくさんの方が打ち合わせに行くだとかということが、もしかしたら難しいこともあるのかもしれないということでは、町内事業所、医療機関としてのネットワークみたいなものを作っていくということがどうなのかですか、少しテーマを持って感染予防対策、町内としてやっていけることについて今後協議をする必要があるかというふうには考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてのお伺いでございます。

8ページ、9ページ、2款総務費、一般管理費、17節備品購入費、新型コロナ感染症対策用備品というところで非接触式体温検知器、御答弁いただいたところでございますが、御答弁からですが、ではそれら庁舎を来庁される方々、アラート等が表示された際には注意喚起を行なって、その体温の高い方から役場職員の方に近くの方にお声がけをいただくというような運用を想定されているという理解でよろしいのかということでございます

が、当然のことながら庁舎入口3カ所ですかね、ありますし、当然各出入口で近い課がありますので、想定される声掛けをされるであろう職員さんとか御答弁の中でありましたが、その他町の管理する、その他の施設等においても設置されるということで、それら全体にマニュアルと言いますか、研修と言いますか、そういったところは施す、またそのアラート表示される方は体温が高いというところで、当然新型コロナウイルスへの感染とか陽性となるようなことも懸念されるわけですから、それらの職員さんの対策と言いますか、感染予防防止のための対策というものも十分施すということも想定されているという理解でよろしいでしょうか、というのがまず1点でございます。

続きまして、8目企画費の業務委託料でございますが、こちらにつきましては1乗車1回ということでございますので、では往路復路利用することが想定されており、例えば時間の制限があるのかどうかわかりませんが、一度の利用ということで待機をさせるということであれば1回乗車ということの理解、料金の支払いが1回ということであれば1回の利用という理解でよろしいのかという確認が1点でございます。

また、御答弁の中から、既存事業の中での相乗効果というところで、この事業自体は初の試みということでございますし、御答弁の中から出てきたのは循環バスの運行というところがございまして、町民の足に資するという事業としては循環バスの運行と、初の試みである、いわゆるハイヤーの利用の補助と言いますか、ここの部分となるという理解でよろしいのか。換言すればその他の事業、循環バスの運行以外については町民の高齢者等の移動手段、交通手段を資する事業というのではないと、その他はないよという理解でよろしいのかという確認でございます。

また、御答弁の中からこれを一つの社会実験的ということでございますので、2月、3月の事業終了後はその結果等をもとに新たなそういった対策等も検討されるようなお考えの上での御提案という理解でよろしいのかということでございます。

続きまして10ページ、11ページでございます。

3款民生費、18節負担金補助及び交付金、補助金でございますが、こちらの対象となる24事業者全てではないが日々のやり取り等をもとにということでございます。こちら24事業中、日々のやり取り等反映させた事業者というのは、ちなみに何件くらいあられるのか、お伺いをいたします。

続きまして12ページから15ページでございます。

7款の商工費、15ページでございます。地域経済持続化支援年末年始臨時特別支援事業というところで、対象を飲食業のみにした理由ということで3点あげられてございました。当然理解できる部分もございまして、そのとおりでなというふうに感じるところでもございますが、これ飲食業のみならず、例えば小売業におきましても年末年始、本来であれば買い出し等に出られて売上げが上がるような事業所もある中で、それらについても当然やはり困られている事業者というのは町内にいらっしゃるのかなと私自身思うところでございますが、その飲食店の方々への支援というのは必要だと私自身は考えてござい

す。それに合わせて、その小売業等を対象にしなかったという部分について、飲食店に変わって小売業をとすることを私お伺いしているのではなくて、その小売業等を対象としなかった部分についての理由というか、お考えについて改めてお伺いをいたします。以上です。

○議長（高橋利勝） 残り10分になりますので答弁のほうも簡潔にお願いします。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 1点目の御質問の関係でございますけども、議員おっしゃるとおり、対応等含めてしっかりやれるように関係部局と協議してまいりたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） お答えいたします。

回数の関係でございますけども、梅村委員御質問のお見込みのとおり、待機させた場合についても、もしそれが料金発生してしましたら、それは1チケット消費すると言いますか、基本的には待たせたらそのまま継続だと思っておりますけども、それは料金膨らむ部分はそういった部分も対象としているところでございます。

それから、他の事業との関連性でございますけども、循環バスに限らずへき地患者輸送バスですとか町有バスですとか、それは全て町の事業としてやっている部分についても当然これと合わせた整合性とか、効果についても検証の対象となり得るというふうに考えております。

また、今後の事業の関係でございますけども、今回2月、3月にやらさせていただきませんが、今新年度に向けた施策についても新年度予算編成中でございますので、そういった部分、今協議検討中でありまして、まだ明確なことは言えませんが、そういったことも視野に入っているということで御理解いただきたいと思っております。

それから、商工事業の支援策でございますけども、今回小売業を対象にしなかった理由でございますが、基本的には先ほど理由の3つ目にあげましたとおり、小売サービス業におきましてはプレミアム商品券ですとか子育て商品券事業等、あるいはポイントキャッシュレス化事業だとか、そういった部分での施策を展開してきているところでございます。そうしたこともありまして、今回特に急募、厳しいというところに施策の部分の充てたということでございまして、今後におきましても当然コロナ禍の影響は続くというふうに考えておりますが、そういった部分また商工会等とも連携取りながら今後の施策の展開、そういったものに参考にさせていただきながら、必要な施策を講じてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 10ページ、11ページの交付金の部分でございますが、どれくらいの事業所とやり取りをしたのかという御質問でございます。

回数の多い少ないはあるかと思っておりますが、大体20事業所くらいの状況はお聞きしております。以上です。



○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 何点かお聞きします。

まず1点目です。11ページ、民生費の中の先ほどから質問が出ている福祉医療施設等感染予防対策支援交付金、こちら議会からの要望の中から採択になったものかなというふうに思っています。議会からの要望の中は、福祉施設に20万円の見舞金ということだとは思いますが、こちらより拡充されて医療施設、薬剤、そして支援金も20から30というふうになった理由をお聞かせください。

続きまして、13ページ、商工費、補助金の中の感染予防設備導入支援事業、こちら580万円の中に、説明の中では200万円ほど遮蔽版、いわゆるこういったものを買う、補助するというものがございます。説明資料の中に共通とする対象事業所④北海道スタイルを取り入れということですが、これから取り入れるという意味のこちらの書き方なのか、それとも今まで取り入れたところを対象にしているのか。というのも、去年の3月、4月から道のほうでそういうものを北海道スタイルを取り入れた事業所に補助金出ますよということで、かなりそういうとこで購入して写真を撮って道に送ったりもしています、そういった中で今回やっていないとこに補助をするということになると思うのですが、やってあるところは自分でやったのだからいいよというようなことになっちゃうのかなと思うのですが、そちらのほうの考え方をお聞きします。

それと、商工費の中の事業何点かございます。こちら様々な性質が異なるものですが、これいつくらいに始められるのかをお聞きします。以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 私のほうから、まず1点目でございます。

11ページですね、事業所への交付金の数、医療事業者が増えた理由と金額の考え方というところについてのお答えをさせていただきます。

今回、議会のほうから御提案いただいた福祉サービスに加えて医療系サービスを加えさせていただいたというところですが、やはり福祉事業所もそうですけれども、医療系のサービスにつきましても、やはり感染すると重症化するような方々を対象としているということですか、やはり町内に感染が広がったとしてもいろいろな工夫をしながら業務は続けていかなければならないというようなリスクを抱えてのサービスを提供しているところという考え方に立ちまして、福祉に加えて医療系のサービスも加えさせていただきました。

金額につきましては、正直言ってこういうものの相場というものは特にないなというふうに思っているのですが、議会からの提案でございますとか、あるいは近隣の自治体の状況もお聞きしたりですとか、実際に事業者からお話を聞いた時に国からいただいているもののほかに、これくらい割り増しがかかったというようなお話なんかを受けて町の予算の範囲の中でということで30万円という考え方で進めさせていただきました。以

上です。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） ただいまの御質問でございますが、まず商工費の補助の考え方でございます。

新北海道スタイルの関係でございますけども、これにつきましてはすでに実践されている事業者さん、あるいはまだ十分でない事業者さん含めてこれは対象とさせていただきたいというふうに考えております。

したがって、もうすでに実践されておりますが、先ほど言いましたさらに消費者の方に安心感といいますか、そういったところも含めて対応できればというふうに考えております。

それから2つ目にありました、実施時期でございますけども本日議決お認めいただいたのち、広報のほうは厳しいのですが、すぐ新聞折り込み等で対応させていただきまして、補助金等につきましては2月1日からの実施を目指したいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 再度1点だけお聞きします。

11ページ、民生費の中の福祉施設医療感染予防対策支援事業ですが、課長のおっしゃるとおりだと思っています。金額も見合ったものというのは、なかなかないのかなというふうに思います。そういった中で、この福祉医療ということになれば、なぜこども園が入らないのか、こちらお聞きします。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 先ほどの理由と重なるかもしれませんが、やはりこの福祉サービス、医療系サービスの方々が対象としているのは、高齢者あるいは障がいのある方が中心であって、やはりその方に感染をさせると重症化のリスクが非常に高いというようなそういう状況になります。そういう方々を対象にしているということでは、やはり感染予防対策もかなりしっかりとしていかなければいけないですし、そこに関わっている従業員、職員の皆様もいろいろ精神的な負担も大きいのかなというふうに考えております。そういう部分もございまして、それと先ほども言いました、例えば感染が拡大したからといってサービスを止められないというところもあります。何らかの手段を取りながらサービスは継続していかなければならないというような、そういう大変な仕事をされているというようなところから福祉医療の事業者、医療機関というふうにさせていただきました。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

水谷議員。

○1番（水谷令子） 14ページ、15ページの8款土木費、15節材料費の中で説明のほうにも、つつじ橋感染予防対策事業というふうになっているのですが、これどうい

うような対策なのか、想像がつかないのですけれども。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） お答えいたします。

本別公園内にボートのところからイベント広場のほうに行くところに、つつじ橋がございますけれども、幅員が狭くて多くの方があそこいらっしやるのですけれども、密になりやすい場所となっております。そこで、そこに高さ1.8メートル程度の透明のフェンスを設置いたしまして、各方向を往来を一方方向にすることにより飛沫感染等の感染防止を図るものでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 確かに工事していました。公園内にはほかにも橋があると思いますが、その1カ所でよろしいという考えなのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） お答えいたします。

確かに公園からゴーカートのほうに行くもみじ橋という橋もございます。オレンジ色の橋ですけれども、あの橋につきましては幅員が1.5メートルほどしかないので、真ん中に仕切りを入れてしまいますと、片側70センチほどしか幅がなくなってしまう。そうしますと小さなお子様だとか抱いて通るような場合には、かえって危険になるというようなことも想定されますし、元山溪閣のあったところにあります、あそこに羽衣橋というものもございますけれども、あそこは車も通る橋でございますけれども、そのフェンスをいちいち取ったり外したりということもなかなか状況的には難しいですし、イベントの時でもあそこに関してはそんなに人だまりができるような状況ではないというふうに判断をしております。

また、上流のほうに第2キャンプ場ございますけれども、あそこにも橋がございます。あそこにつきましては、車の往来がメインであって人の往来はまばらと考えております。それでつつじ橋だけフェンスを設置するという考えに至りました。以上です。

○議長（高橋利勝） ここで、梅村議員の質問に対し、高橋企画振興課長より一部答弁を訂正したいという申し出がありましたので許可します。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大変申し訳ございません。

梅村議員の御質問で、待機についての考え方、御質問受けましたけれども基本的には待機については、例えばお買い物、あるいは病院に行った時にそのまま待機させるということはそのままだ金発生しますので、またそれをカウントしないということになると1回ずつ行ったまま待機させて、またそのまま帰れば1回なのかということになりますので、基本的には待機させることについてはそれは御遠慮願うということでの制度運用をしてみたいと思います。

つまり、お買い物に行ったら1回そこで下車していただいて、また帰りに改めて乗って

いただくという運用で考えているところであります。

○議長（高橋利勝） よろしいですか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただ今の御答弁からであると、先ほど待機を含んで、要は1乗車として待機をしても構わないというような御答弁でありましたが、それについては遠慮願うということでございますよね。であれば、往路復路ということで1回1回分けなければいけないと、ただこれはいろいろな使い方が想定される中で、例えば医療機関に寄ったあと、ちょっとコンビニに寄るですとか数分程度スーパーや小売店等で何か少額のものを買うとか、そういう使い方をされている方というのは多々いらっしゃると思います。私には認識してございますが、それらについても不可というような理解でよろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） ただ今の御質問でございますけれども、その少しというのが基本的には2分、3分未満くらいでワンメーター上がるような料金体系になっているかと思っております。そういった部分で程度の尺度は結構その辺についてはいろいろな解釈も出てこようかと思っております。確かにおっしゃるとおり、ちょっとコンビニ寄りたいたいですとかちょっと薬局寄りたいたいですとか、いろいろなケース多々あるかと思っております。その辺については今、正確にこれいいですよとか悪いですとかって言うことは言明できませんけれども、せっかく使っていただくことは、そういったケースも考えられますのでその尺度と申しますか、それについては実際の運用の時に検討させていただきながら、利用者にとっての利便性ということも十分斟酌しながら対応させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

篠原議員。

○5番（篠原義彦） 8ページ、9ページの企画費の中です。

先ほどから話題になっている委託料でございますけれども、前回説明のときに資料をもらいまして、その中でいろいろと個人負担の分がございます。この算定基準というのは、65歳以上ですけれども何をもってこの基準負担額を出したのか、お聞きしたいと思います。

それと11ページ、民生費の3款の中で先ほどから福祉医療費の補助等がございますけれども、当然こういうところは患者さんが出入りするとことから、補助金出す出さないで対策はやっていると思うのですが、それが不足ということで更に支援するのかどうかお聞きしたいと思います。以上2点。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） ただ今の御質問にお答えいたします。

自己負担の数字の根拠と考え方でございますけれども、自己負担の設定根拠といたしまして現在社会福祉協議会で行なっております福祉有償運送サービス事業を参考にさせていただきました。片道3キロまで200円、そして6キロで500円、16キロで1,000円ということで今、言いました200円、あるいは6キロで500円、16キロで1,000

円、これを参考とさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 11ページの福祉医療施設に対する交付金の部分の御質問にお答えをいたします。

まず、不足するから支援するのかというところですけども、このあたりにつきましては国からの交付金を受けながら各事業所がそれぞれ必要な対策をとってきております。対策の取り方も現行予算の中で大体収まっているというところもあれば、さらにそれを超えてしまっているというところもあって、自分のところで持ち出しをしているというところも何カ所か聞いております。そういうこともありますし、今後その国のほうからどれくらいのか、また、事業者に対してのこういう交付金が出てくるのかというのが、まだ見えていない状況でございますが、今ちょうど北海道は集中対策期間でもありますし、一層の感染予防対策を引き続き行なっていただかなければならないということもあわせて、今回不足分も全部賄えるかどうかは別としましても、そこに充てていただくためにこの交付金を考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 9ページの関連の委託費でございます。

介護の関係でございますが、今の質問での答弁を聞いておりますと社会福祉協議会の云々ということで、そこに居住されている方の町からの距離によってのランク付けということになるかと思えます。

こういう国難とも言える対策事業の中で、居住しているところが遠いから1,000円いただくのだと、その途中にあるから500円いただくのだと、もうちょっと血の通ったやり方というのはないのですか。これは委託費ですから、運送会社というのですかね、そちらのほうに委託するものですから、あと国の3次でも通常予算でもあとからどうにでもなることなのですよ。増額すればいいことですから。ただし、個人負担は少なくするというのが、こういう世の中になれば基本中の基本でないかと思うのですが、その辺どのように考えて、あくまでもどこまで行っても社会福祉協議会のその距離数によってやっていくのだということであれば、それはそれで予算ですから結構なことだと、間違いではないのですが、そうじゃなくて根本的な考え方はどうなのですかということをお聞きしたい。明解にお答えいただきたい。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。

負担額の考え方でございますけども、考え方といたしましては先ほど言いました有償サービスのそういったもの単価は参考にさせていただいております。

今回の200円から最大1,000円までの自己負担額を設定させていただいておりますが、基本的には一番遠い方、例えば上押帯ですとか奥仙美里、美栄から御利用された方についても上限1,000円ということで、例えば上押帯方面でいけば全額自己負担でいけば7,000円を超える額を御負担いただくこととなりますけども、そういったことも踏まえて今回1,000円ということで上限を設定させていただいております。いろいろな考え方もあるかと思いますが、まずはこういった取り組みの中で、いろいろ利用者の方の考え方ですとかそういったところも今後の施策の参考として、いろいろお聞きする中でまたこういった検証もしてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解いただければと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） あまり細かくどうのこうのと言うつもりはさらさらないので、私質問しまして、その前段で篠原議員から質問あって、答弁あって、私質問して、答弁だと、その中で地域ごとにどうのこうのと話したら答弁の中で先ほども申しましたように社会福祉協議会のを参考にしていると。先般の議員協議会でのいただいている資料によりますと、行政区割りで一番高いもので今おっしゃっている1,000円。次に500円。300円、200円となっております。こういう行政区で、例えばですが勇足の東3区、東4区となれば行政区の中でも町に近い方が奥でも近い方がいる。美里別でも同じこと言えると思うのです。こういうことをして町民の人が紛らわしいことをするのであれば、事コロナ禍において大変な思いをして町民の人が生活しているとなれば、委託会社に委託をしますので、委託はしておいて、予算通ったあとに、それで執行の仕方については町長以下皆さんでキチンと相談をして、私先ほどから言っているように100円なら100円均一にすると一律で、無料なら無料にすると、500円なら500円に言ったほうがわかりやすいですし、このコロナ禍においてタイムリーの政策でないかと思うのですが、その辺の見解はどのように考えておりますか。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） お答えいたします。

大住議員おっしゃられる部分も当然あるかと思いますが。というのは、わかりやすく利用者の方にとって単純明快なほうが当然わかりやすいということは、私も理解するところでございます。ただ、今回この施策のほうをとり組まさせていただくのは従来のへき地患者バスですとか町なかで言えば循環バス、それから町有バスの運行も当然継続している中での改めてこういったタクシー事業を取り入れた形での施策の展開ということにさせていただいております。

したがって、これまでは逆にそういったタクシーがなかなかこう縁遠いものであった存在をこういった形の中で使うこと、またそうした助成をさせていただくことでの、今

後における将来的な本別町に安全安心で住んでいただくための、そういった検証も含めた取り組みというふうに考えているところでございます。

したがいまして、当然経済的な町の財源等もございまして、今後そういったものを実際利用されている方、実際利用率、そういったものを当然やはり高すぎて使いづらいたとか、あるいは料金の関係、あるいは自治会区割りの関係だとか、またそういったものも様々なデータも取れるのかなというふうに思っております。

そういった形で、十分な完成形ということではありませんけれども、まずこういった形の中で、まずは2月、3月と進めさせていただいた中でまた今後の施策に繋げていきたいというふうに考えておりますので御理解いただければと思います。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 答弁を聞いておりますと、役所独特の御答弁かと思うのですが、既存の考え方でなくて委託費で地元の企業を頑張ってもらわなきゃならない、これはわかるのですよ。

コロナで不要不急の外出はすると言われていた高齢の方々が50キロ離れているところに住んでいようが、3キロ先に住んでいようが同じ町民の人たちなの。そこに着眼をして、予算の執行をしていくというのは当たり前話であって、これ国のコロナの交付金を出している主眼はそこにあると思う。ですから、これは委託費として計上しているものですから、委託費はこのまま当然通して予算執行してもらって結構なのですが、個々の御負担をいただく部分については相当これから熟慮していただかなきゃならないと思うのですが、その旨どのようにお考えなのか、明解にお答えをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 今大住議員おっしゃられましたとおり、当然町内の近場に住んでいる方、例えば前回説明させていただいた時に、町なかと言われます北1丁目ですとか南1丁目ですとか、そういった方にも200円御負担いただくことにしてございます。

当然この方々の考え方と、あるいは1,000円上限の考え方、同じ町民の方でありながらこういった負担の違いがあるという現実も当然御理解いただけることかと思っておりますが、当然そういった受益者の方への公平感の考え方も当然観点としては今後も必要だと思えますし、大住議員おっしゃられたようにそういったことに熟慮を重ねてという御助言も、今後のしっかりそういったものに取り入れて、また政策の企画立案に役立てていきたいというふうに考えております。いずれにしましても、説明させていただいたとおり今回、いままでの公共交通事業のこれに加えさせていただいた中での社会実験的な要素も含めての取り組みということで重ねて御理解をいただくようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号令和2年度本別町一般会計補正予算(第20回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号令和2年度本別町一般会計補正予算(第20回)については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第5 議案第2号

○議長(高橋利勝) 日程第5 議案第2号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第10回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長(前佛清治) 議案第2号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第10回)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、特別養護老人ホーム及び居宅介護支援事業所における新型コロナウイルス等による感染予防対策のために必要な経費の増額が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,630万8,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

下段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費、10節需用費、消耗品費及び医薬材料費222万6,000円の増額補正は、新型コロナウイルス等感染症予防対策として、パネルパーテーションセット、消毒液、プラスチック手袋、感染症対策ガウンセット等を購入するもの、その下段、2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費、11節役務費、自動車損害保険料7万5,000円の増額、17節備品購入費、車両普通自動車205万3,000円の増額及び26節公課費、自動車重量税3万7,000円の増額補正は、新しい生活様式下での介護予防を行なうため、介護支援専門員が自宅に訪問し、個々の身体状況等の把握、支援が必要な場合の早期発見及び重症化予防につなげていくため、訪問用車両1台を購入するものです。



戻りまして上段の1、歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金227万1,000円の増額補正は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

次の6款諸収入、1項1目1節雑入、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金212万円の増額補正は、特別養護老人ホームにおける感染予防対策経費に対し、交付されるものであります。

以上、令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第10回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは3ページ、4ページお伺いをいたします。

歳出のうち1款でございますが、需用費、御説明いただきましたが、消耗品費のうち、介護材料でございます。193万4,000円がございまして、こちらの中身について、どういふものがあるのか、改めてお伺いをいたします。

続きまして、備品購入費の車両でございますが、目的や見込まれる効果については、御説明いただいて理解してございまして、車両の内容についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 梅村議員の御質問にお答えさせていただきます。

介護材料193万4,000円の内容につきまして、主なものとして、まず消毒液、手指用、あと体全体に吹き付けるタイプのもの、あと消毒液のほかにつきましては大きなものとしてプラスチック手袋、これにつきましては薄手のものと厚手のものということで、こちらがかなり大きな金額割合となっております。

あと、加湿対策ということでバスタオルの購入。あと、加湿器の今保管してあります、使用しています加湿器のフィルター等々使うものとなっております。あとにつきましては、マスクの購入が主なもの、あともう1つ、ペーパータオルということで予定しております。以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 私のほうからは2点目の備品購入費、車の内容についてお答えをしたいと思います。

一応、これは介護支援専門員が家庭訪問をすることを目的として使う車ということで、1,000ccの四輪駆動車を考えています。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

〔なし〕と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第10回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第10回)については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第3号

○議長(高橋利勝) 日程第6 議案第3号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第11回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長(藤野和幸) 議案第3号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第11回)について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支では、人事異動等に伴います人件費の調整及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業による外来救急処置室の改修が主な内容となっております。

また、資本的収支では病院電話交換機設備更新工事の額の確定と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業による感染対策用備品の追加購入及び事業費確定に伴う調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益を991万1,000円増額し、収益の合計を11億2,216万1,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を1,028万8,000円増額し、費用の合計を12億6,728万3,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条本文かっこ書き中、4,124万1千円を、3,971万5千円に、3,813万5千円を、3,702万1千円に、310万6千円を、269万4千円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入を450万9,000円増額し、1億2,201万4,000円とするものであります。

支出では第1款資本的支出を298万3,000円増額し、1億6,172万9,000円とするものであります。

次、1ページ下段から2ページにかけてですが、第4条、企業債については、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるもので、起債の目的、病院施設設備等改修事業、限度額1,400万円を、事業費の確定により1,250万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与を14万6,000円増額し、8億2,330万6,000円とするものであります。

第6条、他会計からの補助金は、退職手当組合事前納付金を1万8,000円増額し、633万8,000円に、基礎年金拠出金公的負担経費を2万6,000円増額し、1,730万8,000円にそれぞれ改め、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業経費を986万7,000円とするものです。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

補正予算説明書であります。上段をごらんください。

収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金991万1,000円の増額補正につきましては、人事異動等による給料、手当等の変更及び外来救急処置室改修による、一般会計からの繰入金の変更でございます。

次に、下段をごらんください。

支出であります。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費14万6,000円の増額補正につきましては、人事異動等に伴う給与費の調整を図ったものであります。内訳は9ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

下段、3目経費、11節修繕費1,014万2,000円の増額は医師住宅改修27万5,000円と外来救急処置室に発熱外来対応のためトイレ、点滴処置室、隔離待合室を設置するため986万7,000円を計上するものです。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

下段、資本的収支の支出から御説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目病院施設改修工事費101万2,000円の減額は額の確定による調整。3目固定資産購入費399万5,000円の増額は、主に新型コロナウイルス感染対策として備品を整備するもので、検体ラベルプリンター1台14万7,000円、ストレッチャー2台63万1,000円、医療用キャビネット3台62万3,000円でいずれも発熱外来用として整備するものです。

その下、オンライン資格確認システム一式200万円は、現在国が導入を進めているマイナンバーカードを活用した患者の確認システム導入に係る連携端末等を整備するものです。その下、安全キャビネット1台124万8,000円は新型コロナウイルス感染症の検査用に整備をするものです。

戻りまして上段、収入ですが、1款資本的収入、1項企業債150万円の減、2項出資金、1目他会計出資金150万円の減は事業費確定に伴い調整を図ったものです。3項負担金、1目他会計負担金550万9,000円の増は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して新たに実施する備品の整備と、整備済事業の額の確定に伴う調整、8項国庫補助金200万円は、支出で御説明しましたオンライン資格確認システム導入に伴う国からの補助金を受け入れるものです。

以上、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第11回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等一括とします。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 8ページの資本的支出の中で、備品購入の関係でオンライン資格確認システム一式200万円ということで説明がありました。

説明によると、国のマイナンバーカード活用を目指すということでメモをしました。具体的にどういう使われ方をしているのか、それから最近はあまりマイナンバーカードの本町における普及率というのは聞いていないのですけども、あまり普及していないのではないかなと思うのですが、これの活用というか、その意義というかその辺についてももう少しわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前11時51分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 今回導入いたしますオンライン資格確認システムということでございますが、まず国のほうでマイナンバーカードの普及を目指している部分もあるのでしょうか、まずは顔の認証付きカードリーダー、こちらを町が申し込めば国のほうからこれは無償で提供されることとなります。

そして、その提供を受けまして、病院のほうでは電子カルテシステムと連携したハードウェア等の整備、こちらにつきましては本日補正計上させていただきました歳出200万円、それに対しては国の補助金が200万円入るとということで国民健康保険等の情報が速やかに入手できる、あと社会保険から国保等の保険の変更があった場合にも、速やかにそういった確認ができるというようなメリットがあるということでございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 非常に内容が煩雑、難しくてよくわからないのですが、私自身で言うと国民健康保険証しか持っていないし、マイナンバーの関係は通知書しか持っていないのですけども、これからはそのマイナンバーカードがないと医療を受けるのに受けづら

くなるというか、医療現場のほうが事務的に困るとかっていう趣旨になっていくことなのですか。

この機械に合わせるために我々全員マイナンバーカードを持たないと、医療を受ける時にそれが活用されないとかっていう意味なのか。それとも、それあったほうが今の説明だとスピーディーに事務作業ができるということだけであれば、今までどおりのマイナンバーカード持たない患者に対しても一定の事務はできるという解釈でよろしいのか、そこだけ伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 病院といたしましては、マイナンバーカードを当然持っておられない方もおられます。ですから、今までどおりの対応、そしてマイナンバーカードを持ってこられて新たな制度にのった受付等の病院の診療、両方対応できるようにしてまいります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 5ページ、6ページでございます。

収益的収入及び支出の部分、支出のうち11節修繕費、院内外補修で27万5,000円、医師住宅の改修ということで御説明ございましたが、この内容についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 今回の院内外補修の医師住宅改修27万5,000円でございますが、こちらにつきましては今月退職される医師の住宅、そして新たに採用になりました医師ということで、入居者が変更になりますのでその住宅の改修でございまして、中身的には網戸、建具の改修と畳の表替え、また水回り等の改修等を実施する、それが27万5,000円でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第11回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第11回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 同意第1号

○議長（高橋利勝） 日程第7 同意第1号固定資産評価委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 同意第1号固定資産評価員選任について同意を求める件につきましての提案理由の説明を申し上げます。

本別町固定資産評価員につきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの本町住民課長であります、花房永実さんを適任と判断し、選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定によって、議会の同意を求めるため提案をさせていただきます。

御同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第1号固定資産評価員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第1号固定資産評価員選任について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（高橋利勝） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 0時 1分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 1月26日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 方 川 一 郎

署名議員 石 山 憲 司